

# 音更町立学校における 働き方改革推進プラン

平成30年7月  
(令和2年3月改定)

音更町教育委員会



## はじめに

社会の急激な変化が進む中、子どもが未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質や能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められています。その実現に向けては、教員が限られた時間の中で児童生徒に接する時間を十分に確保し、児童生徒に真に必要で総合的な指導を持続的に行うことが必要になります。

北海道教育委員会（以下「道教委」という。）が平成 28 年度に行った「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」の結果では、平成 20 年度に行った調査と比較して改善は見られるものの、1 週間当たりの勤務時間が 60 時間を超える者の割合が、教諭については、小学校で 2 割、中学校で 4 割を超えています。また、教頭に至っては、小・中学校とも 7 割を超えており、教員の多忙化が解消されていない状況であります。こうした状況を踏まえ、平成 30 年 3 月に道教委は、道内全ての学校において働き方改革を進めるため、業務改善の方向性を示した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」を作成しております。

本町においても、1 週間当たりの勤務時間が 60 時間を超える教員の割合は、道教委の調査と同様の状況にあるものと認識しており、音更町教育委員会（以下「町教委」という。）では、北海道アクション・プランを基本とし、音更町立学校における教員の時間外勤務縮減に向けた業務改善計画である「音更町立学校における働き方改革推進プラン」（以下「推進プラン」という。）を策定するものであります。

この推進プランにより、音更町立学校の教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら学校教育の質を高め、児童生徒に対する指導の一層の充実を目指すものであります。

## 1 推進プランの性格

- ・ 本プランは、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針第4の(1)に基づく、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年北海道条例第41号。以下「給特条例」という。)及び音更町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則(令和2年音更町教育委員会規則第3号)に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものである。
- ・ 本プランは、町教委が策定し、音更町立学校の働き方改革を進めるためのものである。
- ・ 本プランについては、今後の国及び道教委の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行う。

## 2 取組の方向性

- ・ これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念を共有しながら取組を実行する。
- ・ 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要である。

## 3 町教委及び学校の役割

### (1) 町教委の役割

- ・ 音更町立学校における働き方改革を進めるための計画等の作成や所管する学校に勤務する教員に係る勤務時間の上限等に関する方針を定めるとともに、地域の実情に応じた取組を主体的に実施し、又は取組を実施するための支援を行う。

### (2) 学校の役割

- ・ 校長は、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を関係機関と連携しながら主体的に推進する。
- ・ 「勤務時間」を意識した働き方を進め、教員一人ひとりの意識改革を促進する。

#### 4 推進プランの目標及び期間

本プランに掲げる取組を着実に進めるため、次のとおり目標を設定し、取組期間を平成30年度から令和2年度までの3年間とする。

教育職員の時間外在校等時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内にする。

※1 「時間外在校等時間」は、8の(2)の②と同一。

※2 「目標」に掲げる上限時間は、8の(2)の②と同一。。

この目標を達成するため、町教委は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努める。また、学校は、教員の時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととする。

【働き方改革を進めるため、令和2年度末に目指す指標】

- |  |       |
|--|-------|
| ① 部活動休養日を完全に実施（年間④（平日週1日52日＋週末週1日52日）＋<br>⑤学校閉庁日9日（④と⑤の重複分を除く。））している部活動の割合 | …100% |
| ② 変形労働時間制を活用している学校の割合  | …100% |
| ③ 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合   | …100% |
| ④ 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合   | …100% |

#### 5 取組の検証・改善

- 町教委は、毎年度、校長会や教頭会との議論を通して取組を検証し、検証結果並びに国及び北海道の働き方改革の動向を踏まえた新たな取組の追加や、効果が見られない取組の見直しなど、取組の改善を行う。

#### 6 保護者や地域住民等への理解促進

- 教員の長時間労働を改善し、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することが学校教育の質の向上につながる。子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めなければならず、その基礎となるのは信頼関係や共通認識であり、学校における働き方改革の取組について、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらう必要がある。

このため、各学校においては、保護者や地域住民等に対して、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教職員の働き方改革について学校評価に明確に位置付けるとともに、町教委においても、音更町PTA連合会と連携を図りながら、保護者や地域住民等への普及啓発を進める。

## 7 具体的な取組

- ・ 町教委は、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行う。
- ・ 音更町立学校は、各学校の実情を踏まえた上で、優先順位を決めて次の取組を行う。

### 取組 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

- (1) 心の教室相談員など専門スタッフ等の配置
  - ・ 町教委は、悩みを抱える生徒のため、心の教室相談員を配置する。また、必要に応じて、道教委によるスクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーの派遣支援を活用する。
- (2) 小学校での少人数学級の編制等
  - ・ 町教委は 35 人を超える学級のある小学校に対し、35 人以下の少人数学級、ティームティーチング又は習熟度別指導によるきめ細かな教育を実施するとともに、特別な支援や配慮を要する児童生徒のために、生活介助員や学習支援員を配置する。
- (3) ICTにより共有化された教材等の活用
  - ・ 各学校においては、道教委がホームページに掲載する次の教材や資料等を活用する。  
【小学校】  
各教科等の学習指導案や活用した教材、実践例等、特に外国語活動の導入や教科化、小学校プログラミング教育の実施に向けて、文部科学省が作成した教室用デジタル教材や、教員用指導書、学習指導案例、ワークシートなど授業準備に役立つ資料を含め、新学習指導要領に対応した教材等  
【中学校】  
各教科等の学習指導案や活用した教材、実践例
- (4) 校務支援システムの改善
  - ・ 町教委は、小学校には平成 22 年度から、中学校には平成 25 年度から導入している校務支援システムを必要に応じて改善する。
- (5) コミュニティ・スクールによる学校を応援・支援する体制づくり
  - ・ 町教委は、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の導入を進め、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組を推進する。

### 取組 2 部活動指導にかかわる負担の軽減

- (1) 部活動休養日等の完全実施
  - ・ 町教委は、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、教師が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する必要があることから、全ての部活動における休養日等の完全実施に向けた取組を進める。

### 【部活動指導にかかわる負担軽減の方策】

#### ① 部活動休養日の実施

- ・ 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)こと。また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とする。

#### ② 部活動の活動時間

- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とすること。

※ 上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱いの詳細については、「音更町立学校に係る部活動の方針」による。

#### (2) 部活動指導員の活用

- ・ 町教委は、部活動の効果的、効率的な活動に取り組むため、道教委による部活動指導員の配置支援の活用を検討する。

#### (3) 複数顧問の配置

- ・ 各学校においては、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置し、交代で指導や安全管理を行うなどして、時間外勤務縮減につながる取組を行う。

#### (4) 出場する大会やコンクール等の精選

- ・ 各学校においては、出場する大会やコンクール等を精選するよう努める。

#### (5) 学校規模に応じた部活動数の適正化

- ・ 学校においては、学校規模に応じて部活動数を適正に設置するとともに、生徒がスポーツ等を行う機会が失われることのないよう複数の学校による合同部活動を検討する。

### 取組3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

#### (1) 定時退勤日等の設定

- ・ 各学校においては、月2回以上の「定時退勤日」(例えば「家庭の日」(給与・手当支給日)、「健康管理の日」(毎週水曜日))、「消灯時間の設定」等学校の実情に応じた取組や、年2回以上の「時間外勤務等縮減強調週間」の徹底に努めるなど、教員の時間外勤務縮減に対する積極的な取組を進める。

#### (2) 教職員の意識改革の促進

- ・ 各学校においては、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の人事評価に係る業績評価の目標として、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進など、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する内容の設定を検討する。
- ・ 各学校においては、管理職員だけではなく、学校の職員全体に働き方改革の意識を持ってもらうため、人事評価の面談において管理職員が教職員と業務改善に向けた意

識の共有を図るとともに、目標の時間を超える教職員に対しては、管理職員が当該教職員と業務全般の内容や優先順位等を協議しながら、時間外勤務の縮減方を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組む。

(3) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

- ・ 町教委は、教職員の心身の健康を保持するため、各学校の実情に合わせて長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定することができるよう、環境を整備する。

**【学校閉庁日について】**

① 実施目的

教職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため。

② 設定期間

- ・ 8月15日前後の3日間に設定することを基本とする（夏季休業期間内で、学校の実情に応じて設定することも可）。
- ・ 年末年始の休日（12月29日～翌年1月3日）は、全町統一の学校閉庁日とする。（年末年始の休日の前後に、学校の実情に応じて追加設定することも可）

③ 服務上の取扱い

- ・ 年休、夏休、振替等とする。
- ・ 休暇取得を強制しない。
- ・ 出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うこととし、管理職員の出勤は不要とする。
- ・ 部活動休養日に設定する。
- ・ 町費負担教諭については、別途定めによる。
- ・ 学校事務補については、学校閉庁日は休日とし、長期休業中の別の勤務日に時間調整する。

④ 保護者への周知

町教委が各学校を通して、保護者に通知を発出する。

(4) 機械警備の活用

- ・ 機械警備が設置されている学校においては、土曜・日曜・祝日・学校閉庁日等に校舎内が無人的場合でも、管理職員の校内巡視を実施しないことを検討する。
- ・ 町教委は、機械警備の設置されていない学校に、機械警備の設置を進める。

(5) 勤務時間を把握する仕組みの構築

- ・ 勤務時間の管理については、労働安全衛生法の改正により、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められている責務であることが明確化されたことを踏まえ、町教委では、校長会等と協議しながら、町立学校において在校等時間を客観的に計測・記録するシステムを構築する。
- ・ 各学校においては、在校等時間を計測した結果を踏まえ、教職員の健康に配慮する



とともに、一部の教職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取組を進める。

(6) 勤務時間外の連絡対応等

- ・ 町教委は、非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、教職員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、メールや留守番電話など連絡対応等の取組を検討する。

(7) 管理職員のマネジメント研修への参加促進

- ・ 町教委は、学校における業務改善を図っていくため、校長をはじめとする管理職員のマネジメント能力の向上を目的とした、道教委が実施する研修への参加を促す。

(8) 主幹教諭等の配置の推進等

- ・ 学校がいじめや不登校などの生徒指導上の諸問題など、様々な課題を抱える中、校長のリーダーシップの下、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、主幹教諭の配置や国の加配を活用するなどの取組を推進する。

#### 取組 4 教育委員会による学校サポート体制の充実

(1) 調査報告業務等の見直し

- ・ 町教委は、各種届出や調査報告事項等の見直しを行うとともに、提出書類や様式の簡素化を進める。
- ・ 町教委は、民間団体等からの作文や絵画コンクール等への出展依頼、子どもの体験活動などの各種団体からの家庭向け配布物について、当該団体に対して、学校の負担軽減に向けた協力を要請する。

(2) 変形労働時間制など勤務時間等に関する制度の活用

- ・ 道教委が平成 22 年度以降、4 週の期間内での変形労働時間制を導入し、随時対象業務を拡大してきたほか、休憩時間に係る制度改正や週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における 3 時間 45 分の勤務時間の割振り変更など、教員の勤務時間に係る制度改善を行ってきたのに合わせ、町教委も同様の制度を導入し、施行している。今後も、道教委が取り組む教員の勤務時間に係る制度改善を取り入れていく。

(3) 適正な勤務時間の設定

- ・ 町教委は、各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等については、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう指導・助言を行う。
- ・ 町教委は、各学校に対し、やむを得ず「超勤 4 項目」以外の業務を、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替などの勤務時間や休憩時間に係る諸制度を有効活用して、正規の勤務時間の割振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう指導・助言を行う。

(4) メンタルヘルス対策の推進

- ・ 町教委は、教職員のメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックや医師による面接指導等を実施する。

(5) 教育課程の編成・実施に関する指導助言

- ・ 町教委は、各学校に対し、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう指導・助言するとともに、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合には、指導体制の整備状況を踏まえて精査して教員の時間外勤務の増加につながらないようにし、教育課程の編成・実施に当たっても教員の働き方改革に十分配慮するよう指導・助言を行う。

(6) 生徒指導上の諸問題に直面した際のサポート体制の充実

- ・ 町教委は、教育推進員及び学校教育相談員を配置し、生徒指導上の諸問題や学校だけでは解決が困難な事案等が発生した場合の相談体制を整備する。
- ・ 町教委は、学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、福祉部局・警察等との緊急時における連絡体制の確立や会議による情報共有などにより、関係機関との連携・協力体制を強化する。

(7) 研修の精選・見直しと働き方に関する研修の充実

- ・ 町教委は、管理職員はもとより、学校の職員全体に対しても勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、初任段階教員研修をはじめ、各基本研修において、働き方改革の目的や勤務時間を意識した働き方等に関する講義・演習を取り入れた研修を受講させるよう努める。

(8) 若手教員への支援

- ・ 各学校においては、若手教員が得意とする分野の能力を積極的に生かすとともに、若手教員が一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、管理職員等がそれをいち早く把握し、すぐに声掛け等を行って、学校内外のリソースやネットワークを生かして優れた教材や指導案等の様々な蓄積を共有して支援するなど、若手教員が孤立することのないようにする。

(9) 学校行事の精選・見直し

- ・ 町教委は、各学校に対し、文部科学省や道教委が提示する取組例を参考とするなどして、学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するよう促す。

(10) 学校が作成する計画等の見直し

- ・ 町教委は、各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、文部科学省や道教委が行う取組を参考としつつ、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行う。
- ・ 町教委は、学校単位で作成される計画が、計画の内容や学校の実情に応じて、業務の適正化を図る観点や、計画の機能性を高め、カリキュラム・マネジメントの充実を図る観点から、可能な限り統合して作成されるよう、指導・助言を行う。
- ・ 町教委は、各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、計画の内容や学校の実情に応じて複数の教員が協力して作成し共有化するなどの取組を推進する。

- ・ 町教委において、学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ&ビルドの観点に立ち、整理していくとともに、必要に応じて、PDCAサイクルの中で活用しやすい計画等のひな形を提示する。

(11) 学校の組織運営に関する見直し

- ・ 町教委は、学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用となるよう指導・助言を行う。

(12) 少年団活動における教職員の負担軽減

- ・ 町教委及び学校は、少年団活動の関係団体に対し、指導に関わっている教職員の負担の軽減を図るため、部活動休養日等に準じた取組について理解の促進を図る。

## 8 町立学校の教育職員の在校等時間の上限について

- ・ 町教委は、次に定める業務を行う時間を上限の範囲内とするために、業務の削減や勤務環境の整備を進める。
- ・ 各町立学校は、教育職員の勤務時間管理や業務の役割分担の適正化、効率化等を進め、業務を行う時間の上限の範囲内とする。

(1) 対象者

給特条例第2条第2項に規定する教育職員を対象とする。

(2) 業務を行う時間の上限

① 「勤務時間」の考え方

いわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握するため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とする。

正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ウについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として道教委が外形的に把握する時間。

イ 町教委等が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間

ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

エ 休憩時間

② 上限時間の原則

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特条例第7条第1項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。））以外の日における正規の勤務時間をいう。

以下同じ。)を除いた時間(以下「時間外在校等時間」という。)を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

ア 1か月の時間外在校等時間 45時間

イ 1年間の時間外在校等時間 360時間

③ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、上記②の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

ア 1か月の時間外在校等時間 100時間未満

イ 1年間の時間外在校等時間 720時間

ウ 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月

エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間 80時間

(3) 町教委が行う措置

① 町教委は、教育職員の在校時間をICTの活用などにより客観的に計測し、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測する。

また、計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。

② 町教委は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、次の事項に留意する。

ア 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

イ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する。

ウ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施する。

エ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進する。

オ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

カ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせる。

③ 町教委は、各町立学校での実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。特に、教育職員の在校等時間が上限時間の範囲を超えた場合には、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

② 町教委は、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、広く本プランの周知を図る。